

Y M F G

アジアニュース

2021 年 2 月

【海外拠点】山口銀行釜山支店、山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所
【現地駐在】TMB 銀行(タイ・バンコク)、日本政策金融公庫バンコク駐在員事務所(タイ・バンコク)
HD 銀行(ベトナム・ホーチミン)、弁護士法人ベトナム明倫国際法律事務所ホーチミンオフィス



【香港駐在員事務所】

香港の現状について (2021 年 2 月 2 日現在)

1. はじめに

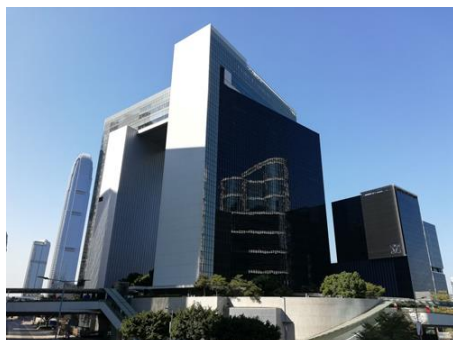
前回 11 月号の本誌レポートにて、香港経済の回復には中国本土との往来再開が待たれると述べました。しかし、現段階では未だに中国本土との往来再開の目処すら立っていないというのが実感です。香港政府と広東省政府、広州市、深圳市等との往来再開に向けた協議は続いています。中国本土側は「香港の域内感染者ゼロが 14 日間程度継続すること」を往来再開の目安としているようだと声をよく聞きます。

香港では昨年 11 月 20 日のダンス教室関連のクラスター発生から拡大した新型コロナウイルス感染の第 4 波が収束しておらず、1 月 31 日現在の累計は 10,453 人、死亡 181 人でした。1 月 18 日から 31 日までの過去 14 日間だけ見ても合計 895 人の感染のうち 847 人が域内感染という状況です。

一方、香港と陸続きで隣接する深圳市は、1 月 31 日現在で新型コロナ感染者数の累計は僅か 423 人、うち死亡 3 人という状況です。実際に深圳市の知人に聞いたところ、感染者はゼロの日が多く日常生活もビジネスもほぼ正常に戻っているとのことでした。

2. 香港政府の対応について

香港政府は、1 月 6 日の第 4 波収束に向けた感染防止策（詳細は以下参照）の再延長を発表した際に、「感染者ゼロ」を目指すとの決意を表明しました。



(筆者撮影、中央：香港政府ビル 右：立法会ビル)

更に 2 月 1 日には、新型コロナウイルスの検疫体制を強化すべく、建物の住人などから 1 人でも感染経路が分からない感染者が確認されたり、下水からウイルスが検出されたりした場合、直ちに住人など関係者全員を対象に強制検査を実施すると発表しました。

また、職場についても 2 人以上の感染者が確認された場合は強制検査の対象とし、濃厚接触者の追跡を強化するとともに濃厚接触者の同居人も強制検査の対象とすると発表しました。

感染者統計の基準が違わないかという声もありますが、香港は経済を回復させるため中国本土からの入境者を増やしたい側ですから、中国本土側から「域内感染者ゼロ」の要求があれば従う他ないわけですが、この 2 月 1 日に発表された検疫体制の強化は、市民に対する強制感が従前に比べ格段に高く一歩も二歩も踏み込んだものになったと感じました。

【参考～第 4 波収束に向けた感染防止策】

(防疫関係)

(1) レストラン等飲食店（現状期限：2 月 17 日）

午後 6 時～午前 5 時までの店内飲食禁止

1 卓 2 名まで

バー、ナイトクラブは営業停止

(2) 営業停止（現状期限：2 月 17 日）

ジム、エステ・ネイルサロン、マッサージ店、運動施設、ボウリングやビリヤード等のアミューズメント施設、映画館等のエンターテインメント施設、カラオケ、麻雀、ゲームセンター、プール、サウナ、パーティールーム

(3) マスク着用義務（現状期限：2 月 17 日）

屋内外公共場所、交通機関

(4) 集団制限（現状期限：2 月 17 日）

公共の場所で 2 人まで

(出入境関係)

(1) 海外から香港へ入境（現状期限：3 月 31 日）

香港居民（香港 ID もしくは査証保有者）のみ入境可

ただし、入境後 21 日間の強制検疫

(2) 中国本土、マカオ、台湾からの香港への入境（現状期限：3 月 31 日）

香港居民、非香港居民ともに入境可

ただし、入境前 21 日間連続して中国本土、マカオ、台湾に滞在する場合は入境後 14 日間の強制検疫（21 日間にこれら以外の外国・地域に 2 時間以上滞在歴のある場合は入境後 21 日間の強制検疫）

3. 香港国家安全維持法（2020 年 6 月 30 日施行。以下、国安法）施行後の影響

(1) 治安

国安法によるデモ活動の取り締まりと、コロナ関連規制等の影響により表面上は明らかに回復しています。ただし、中国政府の強権介入に対する市民の萎縮によるところが大きいと言えます。

(2) 一国二制度

中国政府及び香港政府が唱える一国二制度と、諸外国の 1997 年から 50 年間は香港の高度な自治を保障するという考え方との間に大きな隔たりが生じてきており、諸外国からすると形骸化されつつあると言えます。

(3) 行政（香港政府）

香港政府は親中の姿勢を明確に強めています。

香港政府の林鄭月娥（キャリー・ラム）行政長官が、香港は高度な自治が認められた中国の地方行政区である一方、中国政府の直轄下にあることを香港基本法（憲法に相当）で定めており、基本法のもと三権（行政、立法、司法）が機能しているが、最終的に中国政府に責任を負っているのは行政長官であり、三権の中核は行政長官であり香港は三権分立ではないと明言したことは波紋を呼びました。

(4) 立法（議会）

昨年 9 月 6 日の立法会選挙が少なくとも 1 年は延期となった後、香港政府は中国政府（全人代常務委員会）の決定事項として民主派議員 4 人の議員資格を剥奪しました。更にそれに異を唱えた民主派議員 15 人が自ら辞職したため、現状は議員定数 70 人に対し民主派は 2 人だけとなり大半を親中派議員が占める体制となっています。

延期され今年 9 月 5 日に予定されている立法会選挙が行われるかどうか、また民主派関係者の立候補ができるかどうか注目が集まっています。

(5) 司法

国安法では国家安全に関わる事件を担当する裁判官は行政長官が決定するとされており、これまで香港の「司法の独立」の象徴とされてきた外国人裁判官が排除されるのではないかと危惧されていましたが、今のところそのようなことはありません。

(6) 経済

国安法による香港経済やそのシステム等への直接的な影響は今のところ出ていないように感じます。逆にビジネス界からは同法施行により治安が安定したことをプラスに捉える向きもあります。中国政府及び香港政府としても、一国二制度を背景に発展してきた国際金融都市としての地位を維持したいものと考えられます。

ただ、国安法施行を受け米国が 1997 年の中国返還時から続けていた香港への優遇政策を廃止する等の間接的な影響は出ています。

4. 終わりに

日本ではデモや国安法により、香港に対してかなり悲観的な内容が報道されていると聞きます。確かに政治的な部分と一国二制度の形骸化は楽観視できるとは言えませんが、治安は回復しており、またビジネスの観点からすると、国際金融都市としての香港の地位は未だ揺らいでおらず、これからも中国との取

引を念頭に置くうえではその窓口として香港に対し悲観的になりすぎる必要はないと感じます。

先日参加したセミナーの講師が「今後の香港を見ていく上での一番のポイントは司法の独立が守られるかどうかです」と述べられました。確かに司法の独立が守られているうちは香港の国際的な価値は今後も守られそうです。

(山口銀行香港駐在員事務所 松本 好弘)



(筆者撮影、春節飾り)

【参考文献】

- ・ 香港商工会議所
「香港政府新聞処 Coronavirus (Covid-19) 情報 No. 258」(2021 年 2 月 1 日)
- ・ 百度「新型コロナウイルス肺炎疫情地図」(2021 年 2 月 1 日)
- ・ The Daily NNA 香港&華南版
「テイクオフ：香港政府が新型コロナウ…」(2021 年 1 月 6 日)
「経路不明者出れば強制検査 ビル住人に、感染対策も延長」(2021 年 2 月 2 日)
「民主派議員、集団辞職へ きょう辞表、4 氏失職に抗議」(2020 年 11 月 12 日)
「『二制度』の根幹揺らぐ、香港安全法の条文」(2020 年 7 月 2 日)
「香港は三権分立にあらず、行政長官が明言」(2020 年 9 月 2 日)
- ・ 在香港日本国総領事館
「新型コロナ（その 90：香港政府の防疫措置の延長および一部緩和等）」
(2021 年 2 月 2 日)